

## ターゲットイヤータイプ ラップ・コンシェルジュ2034

### 投資対象とする投資信託証券の追加のお知らせ

2026年3月10日

平素は「ターゲットイヤータイプ ラップ・コンシェルジュ2034」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

当ファンドにおいては、株式会社 大和ファンド・コンサルティングの助言を受け、組入投資信託証券の選定、組入比率の決定を行っております。この度、投資対象とする投資信託証券の変更がありましたのでお知らせします。

#### 投資対象として新たに追加する投資信託証券

当ファンドの助言会社である株式会社 大和ファンド・コンサルティングの助言に基づき、投資対象とする投資信託証券の追加を2026年3月10日に実施しました。

◇ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド（F O F s 用）（適格機関投資家専用）

（追加する理由）

- ・ 本ファンドは、割安株投資に関する長年の運用経験を活かした銘柄選択を行っており、安定したリターンの獲得が期待できることから、本ファンドの組み入れは、「ターゲットイヤータイプ ラップ・コンシェルジュ2034」におけるパフォーマンスの向上に寄与すると考えられるため。

（運用会社）

- ・ ニッセイアセットマネジメント株式会社

（主要投資対象）

- ・ 日本を除く世界各国の株式等

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

- ・内外の株式等および債券に投資し、段階的にリスクを減少させていく運用を行なうことにより、中長期的に安定した信託財産の成長をめざします。

### ファンドの特色

- ・複数の投資信託証券への投資を通じて、主として内外の株式等※および債券に投資します。  
※リート（不動産投資信託）等を含みます。
- ・株式等および債券の組入比率を調整することにより、長期的にリスクを減少させていく運用を行ないます。
- ・資産配分比率、組入れの決定にあたっては、株式会社 大和ファンド・コンサルティングの投資助言を受けます。
- ・毎年 6 月 15 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

## 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。**

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 価格変動リスク・信用リスク<br>株価の変動    | 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。                                                                                  |
| 価格変動リスク・信用リスク<br>公社債の価格変動 | 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。<br>新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。<br>ハイ・イールド債を組入れる場合には、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。                  |
| 価格変動リスク・信用リスク<br>リートの価格変動 | 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。                                                                                                                                                                                                                     |
| 為替変動リスク                   | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。<br>為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じ、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 |
| カントリー・リスク                 | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、                                                                                                                                                                                                                                                 |

|     |                                                                                              |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 方針に沿った運用が困難となることがあります。<br>新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。                                |
| その他 | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

|         | 料 率 等                                   | 費 用 の 内 容                              |
|---------|-----------------------------------------|----------------------------------------|
| 購入時手数料  | 販売会社が別に定める率<br>(上限) <b>2.2%(税抜2.0%)</b> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                  | —                                      |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                                                |      | 料 率 等                                       | 費 用 の 内 容                                                                 |                       |  |  |
|------------------------------------------------|------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--|--|
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                               |      | 下表参照                                        | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して下表の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |                       |  |  |
| 委託会社                                           |      |                                             | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。                        |                       |  |  |
| 販売会社                                           |      |                                             | 運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。                                |                       |  |  |
| 受託会社                                           |      |                                             | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                                                |                       |  |  |
|                                                |      | 第8計算期間から<br>第11計算期間まで                       | 第12計算期間から<br>第15計算期間まで                                                    | 第16計算期間以降             |  |  |
| 配分<br>(税抜)<br>(注1)                             | 委託会社 | 0.45%                                       | 0.40%                                                                     | 0.35%                 |  |  |
|                                                | 販売会社 | 0.70%                                       | 0.65%                                                                     | 0.60%                 |  |  |
|                                                | 受託会社 | 0.03%                                       | 0.03%                                                                     | 0.03%                 |  |  |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                               |      | 年率1.298%<br>(税抜1.18%)                       | 年率1.188%<br>(税抜1.08%)                                                     | 年率1.078%<br>(税抜0.98%) |  |  |
| 投資対象ファンドに<br>おける運用管理費用*1<br>(目論見書作成時点)         |      | 年率0.2981%*2(税抜0.271%*2)～年率1.0681%(税抜0.971%) |                                                                           |                       |  |  |
| 実質的に負担する<br>運用管理費用の概算値<br>(税込)*3<br>(目論見書作成時点) |      | 年率2.00%±0.15%<br>程度                         | 年率1.75%±0.17%<br>程度                                                       | 年率1.50%±0.20%<br>程度   |  |  |

\*1 実際に組入れとなる投資信託証券、運用管理費用等により変動します。

\*2 国債利回り水準により変動する組入投資信託証券の運用管理費用は、これを下回ることがあります。

\*3 実際に組入れとなる投資信託証券、運用管理費用、組入比率等により変動します。

※第1計算期間から第7計算期間については終了しているため、料率について表示していません。

|                |      |                                                                           |
|----------------|------|---------------------------------------------------------------------------|
| その他の費用・<br>手数料 | (注2) | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |
|----------------|------|---------------------------------------------------------------------------|

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。



## お申込みメモ

|                        |                                                                                                                                                               |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                   | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                             |
| 購入価額                   | 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額（1 万口当たり）                                                                                                                                   |
| 購入代金                   | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                                                                                                                                         |
| 換金単位                   | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                      |
| 換金価額                   | 換金申込受付日の翌々営業日の基準価額（1 万口当たり）                                                                                                                                   |
| 換金代金                   | 原則として換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。                                                                                                                           |
| 申込受付中止日                | ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日<br>（注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。                                                                                             |
| 申込締切時間                 | 原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。                                                                      |
| 換金制限                   | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。                                                                                                                         |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。             |
| 繰上償還                   | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。<br>・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき |
| 収益分配                   | 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>（注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。                                 |
| 課税関係                   | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISA の対象ではありません。<br>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会

一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

※詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

Daiwa Asset Management

## ファンドに関するお電話でのお問い合わせ

☎0120-106212

(受付時間：営業日 9：00～17：00)

※お客様のお取引状況・その他口座内容に関するご照会はお取引先の銀行、証券会社等の金融機関にお問い合わせください。

URL <https://www.daiwa-am.co.jp/>

**当資料のお取扱いにおけるご注意**

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

ターゲットイヤータイプ   ラップ・コンシェルジュ2034

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名） |          | 登録番号            | 加入協会    |                         |                         |                            |
|--------------------------------|----------|-----------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                |          |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商<br>品取引業協会 |
| 大和証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。